

長崎県福祉サービス第三者評価推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とした福祉サービス第三者評価事業を推進するため、長崎県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱に基づき、長崎県福祉サービス第三者評価推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査、検討する。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者の養成研修及び継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他、第三者評価事業の推進に関すること

(組 織)

第3条 推進会議は、次に掲げる15人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉サービスを営む者
- (3) 福祉サービスを利用する者
- (4) 公募に応じた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 推進会議には会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議の業務を統括し、推進会議を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会)

第6条 推進会議に、次の委員会を設置する。

(1) 第三者評価機関認証委員会

(2) 第三者評価基準等委員会

2 第三者評価機関認証委員会は、第2条に規定する推進会議の所掌事務のうち、(1)、(6)を担当し、第三者評価基準等委員会は、(2)、(3)を担当する。

3 推進会議が必要と認める場合、上記とは別の委員会を設置できる。

4 委員会には委員長を置き、会議は委員長が招集する。その他、委員会に関する事項については、第4条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局を、福祉保健課に置く。

2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。